

平成27年12月定例会会議録

平成27年豊郷町議会12月定例会は、平成27年12月4日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	西 山 勝
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
副 町	長	村 西 康 弘
教 育	長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課	長	村 田 忠 彦
税 務 課	長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課	長	神 辺 功
医 療 保 険 課	長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課	長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者		森 明 美
人 権 政 策 課	長	小 川 光 治

地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長（上下水道担当）	藤 野 弥
産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

議第73号	契約の締結につき議決を求めることについて 《豊郷町立日栄小学校増改築工事請負契約について》
議第74号	彦根愛知犬上広域行政組合規約の変更に関する協議につき議決を 求めることについて
議第75号	豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提 供に関する条例案
議第76号	豊郷町税条例等の一部を改正する条例案
議第77号	豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例案
議第78号	豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議第79号	豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案
議第80号	豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案
議第81号	平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）
議第82号	平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第83号	平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第84号	平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第85号	平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第86号	平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2 号）
請願第4号	差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意 見書の提出を求める請願
請願第5号	「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書

請願第 6 号 高浜原発の再稼働に関する請願書

西澤博一議長 おはようございます。定刻より一、二分早くなりますけれども、ただいまから平成27年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項を説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、またはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他の議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、高橋彰議員、4番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より17日までの14日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成27年7月から平成27年10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、議第73号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。

本日、平成27年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

今期定例会には、平成27年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算をはじめ、議決案件2件、条例制定1件、条例改正5件の計14件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第73号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成27年度工事第15号豊郷町立日栄小学校増改築工事の入札を平成27年11月24日に条件付一般競争入札を実施し、所在地、滋賀県蒲生郡日野町松尾五丁目1番地、名称、株式会社奥田工務店、代表取締役、古谷孝と請負契約、金額、2億725万2,000円の仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、議第73号、契約議決について質疑を行います。

今回の契約の方法は、条件付一般競争入札によるということですが、この条件つきというのは、どのような条件を町はつけておられるのか、中身を説明してください。

それから、今回、2億4,577万2,000円というのが予定価格でしたが、これは事前公表されたのか、公表の形態をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この入札結果調書を見ますと、9社がこれに応札を申し出たみたいですが、そのうち2社が辞退をされています。株式会社フジサワ建設と株式会社ヤマタケ創建、この2社はいつの時点で辞退をされたのか、この入札日時、11月24日、これは役場でやっておられる入札のときに来て辞退をされたのか、その以前なのか、時期を説明してください。

それと、以前から一般競争入札をするのであれば、郵便入札とか、そこに集まらなくてもできる電子入札とかいろいろありますが、うちはそういう入札方法の検討はされているのかどうか。今後、そういうことはしないのかについて

もお聞きしたいと思います。

それから、今回のこの町立日栄小学校の増改築工事についての入札は、プール解体工事は別途入札しておりますが、この解体工事と増改築工事と2つ、分割発注になっているんですけれども、これはどういう経緯でこうなっているのか説明をしていただけますでしょうか。

以上です。

**教育次長** 議長。

**西澤博一議長** 岩崎教育次長。

**教育次長** それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

条件つきにいたしました理由としましては、豊郷町建設工事発注基準第5条の規定によりまして、豊郷町建設工事契約審査会において決定された建築工事で設計額が5,000万円以上の工事ということになっておりますので、条件付一般競争入札を実施いたしました。

資格につきましては、工事種別が建築一式工事であるもの、滋賀県内の業者であることです。審査評点値850点以上となっております。よろしく願いいたします。

入札参加業者の辞退業者の辞退の時期でありますけれども、これにおきましては当課の方としてはちょっと把握しておりません。

それから、予定価格の公表ですけれども、これは公表しております。

入札方法につきましては、総務企画課の方からよろしく願いいたします。失礼いたします。

**今村議員** 分割発注を行った経緯は。

**教育次長** それに関しましては、プールの解体工事につきましては、町内の業者さんもおられますので、業者さんもやっぱり参加してもらう方がいいかと、そういう考えでございましたので、分離発注をさせていただきました。

以上です。

**総務企画課長** 議長。

**西澤博一議長** 村田総務企画課長。

**総務企画課長** おはようございます。それでは、私の方から辞退届の関係ですが、辞退につきましては2社ということで、入札前に書面で辞退届が出されました。その辞退届の内容につきましては、1社については配置予定の技術者が入札前になってないという内容でございました。あと1社につきましては、入札参加の申請はしたけれども、入札になって都合が悪くなったので辞退をするというような内容で辞退届をいただいている状況です。

それと、郵便と電子入札の関係でございますが、これは今までから一般質問等でいただいている内容でございますが、入札の共同化が市町村を含めてできないかということで、まだ引き続いて検討がされております。その結果が今、出ておりませんが、将来的にはそういった方向になるのかなと考えておりますが、すぐに郵便なり電子入札の対応等については今のところ難しいかなと考えております。

以上です。

今村議員 はい。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 条件付一般競争入札ということで、滋賀県内で850点以上の業者ということで、これは今回の一般競争入札は入札参加希望が9社しかなかったわけですけども、9社しかないというのは、普通に考えたら一般競争入札は20社以上ぐらいは最低あっても当たり前だと思うんですけども、県内の業者で町が条件をつけた評点850点以上という業者は、これに当てはまる業者は県内にどのくらいいるわけですか。県の表で全部出てきていると思うんですけども、何社あって、うちにはこの9社しか応募がなかったのか。その辺の事情を聞きたいのと、それから、うち是一般競争入札も役場でやっているみたいですけども、県のそういうことを待たなくても、もう独自にやっている自治体もありますので、私は郵便入札とか電子入札の方が、より入札の参加業者が増えるんじゃないかと思うんですけども、この方が豊郷の工事契約金額に対しても多くの競争が行われた方が町民にとっては税金の節約にもなりますし、そういった観点で、入札の設定というのはもっと多くの業者が参加できる形態に町としてもぜひ考えていただきたいと思っておりますが、そういう町独自でやっという検討は今までされなかったんでしょうか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、条件付入札でございますが、先ほどの説明の中で、850点という説明がありましたが、850点につきましては、町内業者の場合については審査事項評点ということで850点以上、町外の業者については、総合評定値ということで950点以上ということの条件によって公告をしているところでございます。

それで、業者数につきましては950点以上でございますから、手元に資料は持っておりませんが、40社、50社はあると考えております。ただ、その

中でこちらが提示しました入札仕様に基づいて工事ができると、その工事に参加をするという業者が9社あったということでございます。その9社については、それぞれ会社の都合なり、また希望なり、そういった中で判断をされて参加をされていると考えています。

それと、郵便と電子入札でございますが、以前よりこれはしてはどうかという質問はいただいております。ただ、現状を考えますと、近隣でこの電子入札をやっているところは私の記憶では愛荘がどうかという程度で、市以外の町ではほとんどまだ電子入札まではしている状況でもないということで、これについては6町含めて、引き続いて検討はしている段階でございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

高橋議員 議長。

西澤博一議長 3番、高橋議員。

高橋議員 それでは、議第73号について1つだけ質問をさせていただきます。

仮契約を結ばれていると思うんですけれども、本日をもって議決がなされれば、本契約になろうかと思うんですけれども、工期の期日について、いつまでの完成をみておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それに関連して、当然、狭いところでやるわけですので、駐車場等も非常にないという状況があるかと思っておりますので、それに関連して、周りの用地の購入計画についても尋ねておきたいと思っております。答えられる範囲で結構ですので、よろしくをお願いします。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

工期につきましては、8月末、2学期までにはできる予定です。駐車場の関係なんですけれども、答えられる部分だけお答えさせていただきますけれども。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 駐車場の件なんですけれども、議員の皆さん方に大変ご心配もおかけしております。そこで、周辺の地主の方に事務局の方で今、当たっていただいて、よい感触をいただいております。そこで、予算決算委員会の終わった時点で一応、近況の報告をさせていただいて、あとまた、教育委員会の委員さん方に議論していただいて、前に進めていきたいと思っておりますので。そのときまで答えはちょっと申しわけないと思っておりますけど、よろしく願いいたします。



西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第73号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、議第73号契約の締結につき議決を求めることについては原案どおり可決されました。

日程第5、議第74号彦根愛知犬上広域行政組合同規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第74号彦根愛知犬上広域行政組合同規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合同規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体が協議をすることにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約変更協議の概要でございますが、平成28年度から愛荘町が紫雲苑を使用されることから、彦根愛知犬上広域行政組合を構成する1市4町で新たな火葬場の供用を開始することに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第74号に対する質疑をさせていただきます。

この規約改正の現行と改正案をいただいているんですが、せっかくなので説

明をお願いしたいと思います。1と2はわかります。愛荘町が新しく加入されたと。それから、改正案が現行のボーダーラインが入るというのもよくわかるんですが、現行改正の3番目は、現行も改正案も一緒じゃないかと思うんですが、どこが違っているのかちょっと説明をお願いしたいのと、それから、その次の現行の4項が改正では削除になっているんですが、この場合、例えば4項は削除と記しておくべきじゃないかと思うんですが、これは全く事務的なことだけですけれど、ご説明をお願いします。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のご質疑にお答えを申し上げます。

第3条の1号につきましては、愛荘町さんが今度加入されますので、愛荘町さんの分を記入させていただいたということでございます。それと、12条の1号につきましては、現行では火葬場と最終処分場の。

鈴木議員 議長いいですか。質問がわかってもらっていないみたいやから、自席で質問します。

愛荘町が入っているのは理解します。1と2の間にボーダーラインが入っているのも理解します。これは質問していません。質問しているのは、3番目が現行と改正でどこが違うのか。同じように見えるがボーダーラインが入っていて改正と書いているので、どこが違うのか説明をお願いしたいのが1点。もう1点は現行の4項が改正案では削除になっているが、改正のところに削除という記述がありませんので、この点どうですか。私の質問は2点です。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 この規約改正の概要書は、これはうちがつくったものでなくて、彦根市がこのような様式を当てているんです。前回は鈴木議員の方から、改正でないのに、何でアンダーラインを引いているかというご質疑をいただいたとおり、ちょっとこれは1市4町、全部、彦根市の様式で今回の議会に出ておりますので、豊郷方式と違うところがあります。それだけご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 町長の答弁は了解できるんですけど、担当課長をお願いしておきますけど、彦根方式はわかるんですけど、何故こうなっているか、また後で結構ですから説明だけを求めといてください。お願いします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。  
お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議第74号彦根愛知犬上広域行政組合格約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第74号彦根愛知犬上広域行政組合格約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

日程第6、議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案についてご説明申し上げます。

平成25年5月に交付されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、番号法第9条第2項において個人番号を利用できる事務を番号法別表第1に定める事務以外で条例に定める事務に限定する旨を規定していることから、町として独自に個人番号を利用する範囲を定め、番号法第19条第8号において、地方公共団体内の機関間で特定個人情報の提供を行う場合、条例で定める事務に限定する旨を規定していることから、町長部局と教育委員会との間で提供を行う特定個人情報の取り扱いに関して必要な事項について条例を定めるものでございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村さん。

今村議員 第5条で、特定個人情報の提供というのがあるんですけども、これは町が個人情報を提供するというのは、別表やいろいろあるんですけど、具体的にはどういうケースで、どういう場合になるのかちょっと説明をしていただけますか。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

第5条の特定個人情報の提供の条文の関係でございますが、これにつきましては、もとの番号法がございますが、その番号法の中に地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができるというのが、これは番号法第19条第9号に書かれているところでございます。この場合は、条例で明記をするということになっておりまして、この機関として定めますのは、教育委員会事務局の意味でございます。それが、別表の第3に出てくる内容ということになります。今現在、教育委員会事務局以外のところについてはございませんので、それ以外はないということになります。

以上でございます。

西澤博一議長 再質疑はよろしいですか。

今村議員 はい。

西澤博一議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第75号に対する質疑を行います。

1つは、第4条に町長の権限の一部を委任される云々とあるんですが、今、教育委員会と言われたのか。具体的にうちの町では担当課がどこなのか、ここにずっと書かれております、つまり、町長の権限に属する事務の一部を委任し云々、補助させる執行機関、担当課がどこになるのかが1つです。

それから、2、3にもあるんですが、次の第4条の2、第5条の2にもありますが、この個人番号を知り得る職員はどれぐらいになるのかということですね。これを知り得る職員。2つ目には、どんなものにも100%はありませんから、年金情報を含めて、これが実施されますと個人の所得が幾らで、年金が幾らですとか、全部、丸裸になってしまうと。ある意味、職員がこれを悪用すれば、例えば私の全生活の全てがわかってしまうと、そういうものですが、例えばセキュリティの問題がどうなるのか。それから、これはあってはなりません

んが、仮にそういう情報が外部に流出した場合の罰則規定があるのかどうか、この4点です。

それから、もう1点気になるのですが、最近、新聞報道を見ますと、10月中にこのカードを配付するという予定であったと。ところが、もともと10月中に配付できるかどうか疑問視されていたんだというのが、この前、初めて私も知りましたが、うちの町内での配付状況がどうなのか、ちょっとその点、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、この別表の方の第2というところに提供する機関が、町長部局を書いています。別表3が同一の地方公共団体ということで、町長部局以外ということで教育委員会事務局ということで、これが別表3に定めています。担当課といいますと、教育委員会でこの内容からいきますと、学校教育課関係に限定されると、学校教育部門に限定されるということになります。それと、知る職員はということですが、これについては、もともたは、一般的に言われていますのは所得証明の関係が多いのかなと思っておりますが、これにつきましては当然、番号法もとの法律には国税との関係がございますので、情動的には税務課が主になってくると思っております。それ以外の課につきましては、内容に応じて知るということになるんですが、全ての職員が知るというものではございませんので、事業によって限定されるということになります。

それと、セキュリティの問題ですが、現在この情報につきましては、内部のコーカスというシステムがございますが、それを使っておりますが、この個人情報が出てくる内容については、使う課を限定して、それ以外の課は見られないというセキュリティの仕方をしておりますので、全職員が見られるというものではございません。

それと、罰則規定でございますが、これは当然、もとの番号法の中に罰則規定が設けられているということをご理解をいただきたいと思います。

それと、配付の方につきましては、担当課の方から。

副町長 議長。

西澤博一議長 村西副町長。

副町長 担当課が聞いていなくて申しわけございません。私の方からお答えさせていただきます。

ご指摘のように大分遅れているというような状況でございました。再三再四、

郵便局等へ問い合わせをいたしまして、これは多分ということで申しわけないんですが、豊郷町内におきましては、11月22日ぐらいに届いたということで、23日ごろから配付を開始いたしております。私のところも23日か24日でしたかにまいりました。そういうような中で、最終の方はちょっとまだ確認はできていませんが、12月上旬の中で全て終わるような予定になっています。あわせて、町民の皆さん方の方にも大切に保管くださいという啓発のチラシも配布をいたしております。

それと、現在いわゆる1週間、郵便局で保管をいたします。そういった中で、あと1週間たちましたら豊郷町役場へと戻ってくるわけですが、その状況では現在、120通余り、町の方に戻ってきているという状況でございます。その後、12月上旬以降、年内において次の対策を講じていかねばならない、通知をさせていただくということになるかと思いますが、そういった状況でございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 まず、この議案に対する賛否は別におきまして、私も郵便局から来たやつ、私の家にとめ置いておるんです。何でもかといいますと、うちで3人いるんです。ところが2枚しか来ていない。例えば私の家はね。そのうち残っている1枚が来るかな、来るかなと思って、来たら3枚そろってから、面倒くさいから郵便局に行こうかなと思って、2枚とめ置いておるんですが、もう4日ぐらいたつんですけど、もう1枚来ません、3枚目が。こういうことが起こっていないのかどうか。うちでそういう状況なんです。だから、1週間たったらまた役場へ返ってしまうんですけど、それはわかっているんですが、3枚一緒に取りに行った方がいいじゃないですか、面倒くさいからね。これどうなっているんだろうと思って、いろんな報道を見ていたら、2枚は来ているんですが、2枚来てから4日たつんですけど、3枚目は来ないんですよ。皆さんのところはどうか知りませんが、ちゃんと来ているのかどうかね。だから、そういうことがあるので、議案に対する賛否は横に置いて、まずはこれは配付されないという話にもならない問題ですから、そういう状況があるものから、どうかというのをちょっとお尋ねしたんです。これが1件。配付というのは、そういうことです。

それから、今の総務企画課長の答弁で、これは総務産業建設委員会になりますので、ちょっとあれですが、学校教育課の方が基本的に担当になるんですか。私が確認したかったのは、この番号制度、こういうのは基本的には担当課は総務企画になるのかな、どこになるのかなと思ったもので、ちょっとそのあたり

がよくわからないんです。でも、学校教育課になるというのは、もう1回、説明だけ、申しわけない。

それから、主に税務課はそういう納税の番号でこの番号を知り得るということになると、そして、内容によってはほかの職員も、なるべく限定をしていきたいということなのですが、くどいようですけども、セキュリティをどう遵守するとか、厳格化していくのかというのは、具体的にどういうふうに、これはお考えだけでも結構なんですけど、お聞かせ願えればと思います。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、別表第3のところで、これについては情報を照会する機関としては教育委員会というふうにこの条例で定めますので、その事務の内容が学校保健安全法に係る事務の内容、それと経済的な理由によって就学困難ということで、就学援助関係の事業ということに一応、条例上限定をしております。そうなりますので、管理しますのは当然、教育委員会の学校教育課という考え方にさせていただきました。全体的なことにつきましては、私どもの所管となると思えますけども、個別の事業的にはそういう所管になりますということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、情報を扱う職員の問題でございますが、これにつきましては、29年7月から運用を行うということで、一応、28年4月からテスト期間というのかな、そういうことを国の方が考えておられますが、そのテストの段階も結果でまた内容も変わるかもわかりませんが、今現在、国の方からその細かい運用部分が出てきておりません。先にやはりテストが始まりますので、条例上は定めなければならないと。後の運用については、これから当然出てくるというように理解しておりますので、その段階でセキュリティの方をはっきりしていきたいと考えております。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

この通知カードにつきましては、所帯ごとに配付をされます。1所帯に何人かおられましたら、まとめて所帯主さんのお名前で配送されていると思うんですが。

鈴木議員 議長いいですか。質問は3つ来ないといけないのに2つしか来ていないというのでどうだろうか。そういう状況もありますよと。どこまでつかんでおられ

るのかお聞きしたかった。

住民生活課長 それについてももう1回ちょっと調べさせていただきます。不在通知が入っていないということですね。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますので、質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第75号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

日程第7、議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、また、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されましたことに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第2条、第36条の2、第63条の2、第89条、第119条の3につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、本年6月議会において行政手続における特定の個人を



識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に係る改正を行ったものについて、今般、所要の一部改正をするものでございます。

また、第8条から第12条につきましては、納税者の負担の軽減及び早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、徴収猶予及び換価の猶予等について地方税における猶予制度の見直しに伴い、条例に付された事項に係る所要の改正でございます。

ただいまご説明申し上げました改正は、いずれも地方税法等の一部が改正されましたことに基づき、豊郷町税条例を改正する必要が生じたため所要の改正をするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 この第8条から第17条までが旧条例のところは削除して、新しい項目が入っているんですけども、この旧条例と新条例の違い、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法とかいろいろ書いてありますけれども、違いをちょっと、どう変わったのか教えていただけますか。

税務課長 議長。

西澤博一議長 山口税務課長。

税務課長 12番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

8条から17条の改正のお尋ねやと思うんですけども、新旧対照表で見ただけでしたら、旧の方が条文がもともと8条から17条まで削除となっております。それに、徴収の猶予、換価の猶予の条文を加えたことによって最終的には8条から12条分だけが新たな条文としてなりまして、それ以外については、また削除として残すものでございます。

以上でございます。

今村議員 内容の違いを。

税務課長 済みません。8条から12条の内容ということなんですけれども、国税の方が平成26年で換価の猶予ということで、納税者の負担の軽減ということで、国税徴収法・通則法を改正したわけでございますけれども、それについて地方税法の改正についてもあわせて納税者の軽減という形で、徴収の猶予、それから、換価の猶予を条例化したものでございます。

それから、第8条については徴収の猶予ということで、災害とか盗難、病気、事業の廃止については徴収の猶予を1年行くと。それから、もう1年延長する

という文言がございます。

それから、あと換価の猶予ですけれども、換価についても同じように、例えば換価することによってその方の資産が凍結して払えなくなった場合については、換価を猶予するということの定めでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第76号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

日程第8、議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令が平成27年9月30日付で公布され、関連する地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことにより改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 議第77号に対する質疑を行います。

これは、つまり国民年金が減額になった分、それぞれ数字を読むと、そこで0.75か、全体に0.73にほかのところも減っていると、減額されているというのはわかるんですが、1点だけここで言えば、旧船員保険法の障害年金から障害基礎年金を何とかに改めるところですが、一番最後の附則の前の項ですが、ここは率が変わっていないんですけど、ここだけなんですけど、率が変わっていないのが。ならばは変わっているんですが、どこが変わったのか。旧の方が頭に旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法があって、その次から障害厚生年金があると。これが、改める方では厚生年金が先にあって、旧船員保険法が後にくるといふ、これはここが変わったんだと言われればそれまでなんですけど、この6項だけ率が変わっていないと思うんですが、その点はちょっとどうなのかご説明をお願いします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回のこの改正につきましては、厚生年金の方に統合されます。従来の共済年金が当然こちらに統合されますので、今後はなくなるということになるんですが、今回の改正につきましては、厚生年金法の一緒になる元の法律がありますね。それ以外の法令によって、例えば障害年金とか休業補償とかそういう制度があるんですが、それを併給する場合がありますね。あわせて補償されるという場合があります。それが、いつの時点かで共済か新しいのかということに問題があるんですが、ただ今回については、その併給をした段階で今までの上限を2つ合わせた場合に超えることがあるので、今回それを共済の方で減額をしますよという改正なんです。両方を足せば、共済の受給権者の方が高くなるので、それを今後、統一された方に合わせましょうということで、この表の改正がされたということです。

ですから、船舶とかいろんな法令がございます。これは国の方でいろんな法を合わせて率を出しておられますので、その6つの点が変わらないということについては、私もまだ今の段階で勉強はできておりませんが、これを読みますと、なかなか適合してくる条文がいろいろございますので、考え方としては併

給の生じる場合に合わせていくと、調整していくという今回の改正内容ということでございますので、そういうことでご理解いただきたいなと思います。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 つまり、2つ、3つの年金を併給されている場合に、その一定の額を超えたときに低い方の額に合わせると、そういうことでいいんですね。わかりました。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第77号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

日程第9、議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、平成27年10月1日に施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから、今回、豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第78号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

日程第10、議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、現在、乳幼児や重度心身障害者（児）、母子父子家庭やひとり暮らし寡婦などの方を対象に、これらの方々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、豊郷町福祉医療費助成条例を設けて、医療費の一部助成を行っております。そうした中、重度心身障害者（児）として医療費助成対象としている知的障害者は、障害の程度が重度かもしくは身体障害3級で、障害程度が中度の方に限られております。このことから、障害程度が中度及び軽度のB判定の方であって、保健の向上と福祉の増進を図る必要があると認められる方への対応が現在ではできていませんので、そうした方々への対応を網羅できるよう、「知的障害の程度が重度と判定されたもの」との表現を「知的障害と判定され、療育手帳の交付をうけているもの」と改正して拡大するものであります。

なお、住所地特例の適用は従前と同じ範囲とすることから、障害程度の中度または軽度に該当するものは除くこととし、平成28年4月1日から施行するように改正したく提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第79号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

日程第11、議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例は、豊郷町文化財保護条例の第1条において趣旨を示した条文中、町内にある文化財の保存及び活用に関して定めています。国の文化財保護法の第98条を第182条とする条項の改正に伴い、関連します本条例第1条中の所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。

よって、議第80号豊郷町文化財保護条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいた

します。

10時15分まで暫時休憩とします。

(午前10時04分 休憩)

---

(午前10時15分 再開)

西澤博一議長 再開します。

日程第12、議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第17、議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)及び議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)から議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)までの各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,443万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を42億6,716万7,000円とするものでございます。

歳入では、町税1,009万2,000円、分担金及び負担金29万円、国庫支出金903万8,000円、県支出金128万6,000円、財産収入226万9,000円、寄付金49万9,000円、繰入金2,089万5,000円、諸収入6万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では議会費8万円、民生費3,937万6,000円、衛生費123万9,000円、農林水産業費77万5,000円、商工費1,000万円、土木費986万8,000円を追加し、総務費670万円、消防費813万8,000円、教育費206万7,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入で8ページ、款1町税、項1町民税1,009万2,000円は、前年度、個人住民税の修正申告分でございます。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金885万8,000円及び9ページの款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金461万円は、各医療費助成事業、支援事業に対応します国、県負担金の

増額分であります。

款 1 4 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金は、地籍調査事業費補助金 2 9 0 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

目 4 農林水産業費県補助金 8 0 万円は、集落営農等法人化支援事業費補助金でございます。

項 3 県委託金、目 1 総務費県委託金は、本年 4 月 1 2 日に執行されました滋賀県議会議員一般選挙費交付金の減額であります。

次に、1 0 ページ。款 1 5 財産収入、項 2 財産売払収入は、特別分譲地の町有地土地売払収入 2 2 6 万 9, 0 0 0 円でございます。

款 1 7 繰入金、項 1 基金繰入金の財政調整基金繰入金 2, 0 8 9 万 5, 0 0 0 円は、今回の補正予算に伴います歳入不足の財源に対応します増額を行うものであります。

次に、歳出では、1 1 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、1 3 委託料 3 8 6 万 8, 0 0 0 円は、地籍調査事業費の執行額の減額を行うもので、目 1 1 電子計算管理費、1 3 委託料 3 2 万 4, 0 0 0 円は、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙人名簿システム開発委託料でございます。

1 2 ページ、項 4 選挙費、目 3 県議会議員選挙費から 1 3 ページの目 5 町議会議員補欠選挙費までは、各選挙執行経費について 3 4 7 万 7, 0 0 0 円を減額するものであります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 国民健康保険費は国民健康保険事業特別会計への操出金 8 5 4 万 9, 0 0 0 円であります。

目 5 人権対策費の節 1 5 工事請負費 8 0 万円、1 4 ページ、1 7 公有財産購入費 2 1 0 万 7, 0 0 0 円は、道路新設の用地買収費、家屋購入費、工事費でございます。

目 6 福祉医療給付費 1, 7 2 2 万 3, 0 0 0 円、1 0 介護保険事業費 9 8 万 5, 0 0 0 円、1 2 障害福祉費 6 8 1 万 8, 0 0 0 円及び項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費 2 8 2 万円につきましては、今年度の各助成、支援事業の見込額の算出により補正予算を計上したものであります。

1 5 ページ、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の 1 9 負担金、補助及び交付金のうち、集落営農等法人化支援事業費補助金 8 0 万円であります。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費 1, 0 0 0 万円は、昨年度から実施いたしております商工会 L E D 街路灯整備事業につきまして、今年度に完了するため、追加補助をするものであります。



16 ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁費の節 1 1 需用費 6 1 万 9, 0 0 0 円は道路修繕料を、1 3 委託料 5 0 万円は道路改修工事の測量設計委託料として、また、項 3 河川費、目 1 河川維持費、節 1 1 需用費 8 6 万 9, 0 0 0 円は、旧南川側壁の修繕料として、節 1 5 工事請負費 2 9 0 万円は、字要望の河川整備といたしまして、安食南水路及び雨降野字内水路工事費を計上したところでございます。

款 8 土木費、項 4 住宅費、目 2 改良住宅管理費の節 1 1 需用費の修繕料 4 9 8 万円を改良住宅修繕費として計上し、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 災害対策費の節 1 3 委託料につきましては、同報系デジタル防災行政無線実施設計業務 7 9 6 万円を減額するものであります。

17 ページ、款 1 0 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費の節 1 9 負担金、補助及び交付金 2 5 1 万円は、来年度、小中学校入学児童、生徒への入学助成金の給付事業であります。項 2 小学校費から 1 8 ページ、項 5 社会教育費までは、各施設の維持管理費、運営費等の需用費、委託料、役務費、材料及び賃借料につきまして計上したものであります。

19 ページ、款 1 0 教育費、項 6 保健体育費、目 2 スポーツ公園施設費、節 1 5 工事請負費 8 0 万 4, 0 0 0 円は、公園内の野外時計ポールの取りかえ工事を計上し、目 3 武道館費、節 1 3 委託料 1 5 0 万円、節 1 5 工事請負費 9 0 0 万円について、武道館屋根ほか改修工事関係費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議第 8 2 号平成 2 7 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1 0 億 7, 9 7 1 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入では、療養給付費交付金 1 9 4 万 4, 0 0 0 円、県支出金 6 6 8 万 5, 0 0 0 0 円、繰入金 1, 7 7 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、国庫支出金 6 1 8 万 5, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費 9, 0 0 0 円、保険給付費 1, 2 9 9 万円、後期高齢者支援金等 7 8 1 万円、諸支出金 1 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、介護納付金 8 1 万 4, 0 0 0 円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 6 ページ、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金 1 8 9 万 2, 0 0 0 円の減額、項 2 国庫補助金 4 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、保険給付費の現在までの実績に伴いま

す27年度見込み額の算出によるものと、国よりの通知によるものであります。

款4療養給付費交付金194万4,000円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金通知によるものです。

款6県支出金668万5,000円の増額につきましては、保険給付費の現在までの実績に伴います27年度見込み額の算出額に比率を乗じたもの等であります。

次に、7ページ、款9繰入金、項1一般会計繰入金854万9,000円の増額につきましては、保険基盤安定繰入金の申請等によるものであり、同じく項2基金繰入金916万円の増額につきましては、療養給付費等への充当によるものであります。

次に、歳出では8ページ、款2保険給付費、項1療養諸費1,051万1,000円、項2高額療養費232万9,000円の増額につきましては、療養給付費等の現在までの実績に伴います27年度見込み額の算出によるもので、次に、9ページ、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等781万円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金通知によるものであります。

次に、議第83号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億2,056万6,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金65万5,000円を減額するもので、歳出では、総務費65万5,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款5繰入金、項2基金繰入金は補正予算財源の調整から基金繰入金65万5,000円を減額するもので、歳出では、6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料については、アセットマネジメント策定事業委託の入札執行残額101万6,000円を減額するもので、節27公課費については、消費税額に不足が生じます36万1,000円を増額計上するものであります。

議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,056万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億6,120万9,000円とするものであります。

歳入では、諸収入2,056万8,000円の追加をするものであります。

歳出では、総務費 2,056 万 8,000 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 7 諸収入、項 1 雑入は琵琶湖流域下水道東北部処理区第 4 期経営期間内収支剰余金還付金 2,056 万 8,000 円を増額するものであります。

歳出では、6 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 維持管理費の節 1 5 工事請負費については、三ツ池地先におきます下水道マンホール修繕 1,012 万 7,000 円であり、節 2 5 積立金については、本補正予算財源の調整において 1,039 万 1,000 円を下水道維持管理基金に積み立てを行うものであります。

議第 85 号平成 27 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 9,899 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 58 万 9,000 円、支払基金交付金 378 万 4,000 円、県支出金 66 万 4,000 円、繰入金 41 万 7,000 円を追加し、町債 503 万 7,000 円を減額するものであります。

歳出では、地域支援事業費 47 万 7,000 円を追加し、総務費 6 万円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、6 ページ、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金 58 万 9,000 円、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金 378 万 4,000 円、款 5 県支出金、項 1 県負担金 66 万 4,000 円の増額につきましては、それぞれ過年度分負担金等の額の確定による追加交付によるもので、次に、7 ページ、款 10 町債、項 1 財政安定化基金貸付金 503 万 7,000 円の減額につきましては、過年度分負担金等の追加交付の調整によるものであります。

次に、歳出では 8 ページ、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 260 万 3,000 円の減額、項 2 介護予防サービス等諸費 67 万 8,000 円の増額、項 4 高額介護サービス等費 192 万 5,000 円の増額につきましては、各事業費等の現在までの実績に伴います 27 年度見込み額の算出によるものであります。

議第 86 号平成 27 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 17 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5,667 万 9,000 円とするものでございます。

歳入では、繰入金 17万3,000円を減額するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 17万3,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5 ページ、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 17万3,000円の減額としまして、後期高齢者医療広域連合より額の確定によるものです。歳出では、6 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 17万3,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合よりの額の確定によるものでございます。

以上、議第 81 号から議第 86 号を一括して説明申し上げましたので、ご審議のほど、またご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12 番、今村議員。

今村議員 まず、議第 81 号平成 27 年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号）について質疑を行います。

まず、8 ページです。歳入のところで、町民税で、今回、滞納繰越分で 1,009 万 2,000 円が増額補正をされているんですが、この 1,009 万 2,000 円の内訳を教えてください。

そして次は、10 ページで款 15 財産収入のところで、目 1 の不動産売払収入ということで、町有地売払収入が 226 万 9,000 円、これはどこで、どういう場所で、内訳、件数等を教えてください。

それから次は、14 ページの款 3 民生費、項 1 の社会福祉費の中で、目 5 の人権対策費で用地買収費と家屋購入費で 210 万 7,000 円、道路の関係やおっしゃっていましたが、どこに道路を新設されるのか、ちょっと場所を教えてください。

そして、その下の目 6 福祉医療給付費の中で、福祉医療費助成事業が 1,363 万 1,000 円、今回、増額補正になっていますが、これはどういう増額なのか概要、中身だけ教えてください。

そして、目 12 障害福祉費で移動支援事業委託料、コミュニケーション事業委託料、日中一時支援事業委託料がそれぞれ増額補正されていますが、どのような事業が件数としては増えているのか、どういう事業をされているのか説明をお願いいたします。

その下の扶助費でも、自立支援医療負担金ということで、534 万 8,000

円増額していますが、これもどういう負担金で増額になっているのかを説明してください。

次は、17ページの款10の教育費、教育総務費の教育振興費のところ、先ほど町長から説明がありましたが、来年度から小、中学校入学助成金ということで251万ありますが、内訳はどのような形の助成金なのか小、中学校でやる実施要綱的なものを説明してください。

81号関係は、それをお願いいたします。

次に、議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で質疑を行います。

まず、7ページの財政安定化基金貸付金を減額補正して、これは先ほど町長が過年度分の負担金、交付金等こういった歳入との関係で差しかえになってきているというお話でしたけれども、この財政安定化基金貸付金、これは今後まだ減る見込みというのはあるのでしょうか。今の介護保険会計の、もう12月ですから、あと4カ月、もう3分の2は終わったところで、目安としてどういう状況なのかを説明してください。

そして、次8ページの歳出の方では、款2の保険給付費の項1介護サービス等諸費の中で、目3の地域密着型介護サービス給付費、この地域密着型介護サービス給付費が1,941万3,000円、これをこの時期で減額補正をされるということは、利用がされていないということだと思っておりますが、どういう事情でこれは減額補正になっているのか、説明をお願いいたします。

そして、9ページの款3地域支援事業費、項2の包括的支援事業費、目1の総合相談支援事業・権利擁護事業費ということで、臨時職員賃金で47万7,000円というのが今回、補正をされておりますが、この臨時職員を雇ってどういうことをして、仕事はどういうことを町としてはしてもらうのか、その内容を説明してください。

以上です。

税務課長 議長。

西澤博一議長 山口税務課長。

税務課長 12番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）ですけれども、歳入の部8ページ、個人住民税滞納繰越分の1,009万2,000円の増額補正の内訳についてのお尋ねであります。主なものといたしましては、大口の過年修正申告に伴います収納増でございます。

以上でございます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

10ページの町有地売払収入の場所と件数というお尋ねでございますが、場所につきましてはジョイ椿原の西側に6区画ございました特別分譲地が1区画残っておりまして、そこを売り払うための収入でございます。1件です。

それから、14ページの公有財産購入費の場所についてのお尋ねでございますが、この場所につきましては、三ツ池の二ツ池公園の横の道路がまだ貫通しておりません、行き止まりになっておりますので、そこについて住宅を撤去して、道路をつけるための費用という形で、公有財産、家屋と土地を購入するというものでございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第81号の14ページのところで、福祉医療給付費の福祉医療費助成事業1,363万1,000円、こちらの内容ということでお尋ねいただいた分ですけれども、27年度当初予算を作成している時期から推計しますと、最終決算が27年度の当初予算で既に不足をするような事態がありましたので、今年度の当初予算自身が26年度と同じ形で実施したら予算が足りないというのは途中でわかりましたけれども、今年度の推移を見ておりました。ところが、この27年度の医療費というのが前年平均で見ていたところよりもずっと大きく毎月増えておりましたので、これは医療費の改定の影響、また受診されている回数、そういうこともあろうかと思いますが、全体としましても当初予算で組ませていただいたときよりも多少人数が増えておりますので、そういう影響もあって、相対的に来年の3月末までの予算を見ますと不足するのが1,363万1,000円になるのではないかという見込みで上げさせていただいたものです。

次に、12の障害福祉費のところで、移動支援とコミュニケーション事業、日中一時ということでお尋ねいただいたわけですが、移動支援事業につきましては、障害をお持ちの方が外出するに当たりまして、自分では動けないということで、介助の方についていただいて車で移動するというサービスで、月に30時間を上限としている事業ですけれども、これを利用される動かれる時間数が増えてきた、頻度が増えたということから、全体の事業額が増えまし

た。それと、コミュニケーション事業につきましては、手話通訳あるいは要約筆記という形で研修とかに行かれたときをお願いしたいということなんですけれども、そういう要請が今年度はすごく大きくなりましたので、それに伴いましての費用が22万9,000円補正したものです。それと、日中一時支援ですけれども、これは障害をお持ちの方の親御さん、家族の方が土曜日、日曜日に障害の方をデイサービスで預かる形で休養もされるかなと、また親御さんの就労を支援するかなというサービスでして、やはり1年、1年、子どもさんは大きくなられて、親御さんは年をいかれるということから、やはりそういう機会を求められる頻度が増えてきておりますので、当初予算に見込みまして、この3月までいきますと約70万ぐらいの予算が必要ではないかなと、今年度の動きを見て補正を上げさせていただいたところです。

それと、自立支援医療負担金、扶助費で53万4,000円上げておりますけれども、これは更生医療の対象の方の医療給付ということで上がっておりますので、人工透析の方が増えたとか、そういう形で医療費の増額が今年度はありますので、当初の見込みよりも増えてきた関係から53万4,000円という大きな数字ですけれども、補正をさせていただいたところです。

以上です。

**教育次長** 議長。

**西澤博一議長** 岩崎教育次長。

**教育次長** それでは、議第81号の17ページ、今村議員のご質疑にお答えいたします。

小、中学校の入学助成金なんですけれども、来年小学校1年生、中学校1年生、小学校が80人分、中学校が78人分の人数で、小学校が1人当たり1万円、中学校が1人2万円の助成をすることになりました。よろしく願いいたします。

**医療保険課長** 議長。

**西澤博一議長** 北川医療保険課長。

**医療保険課長** 皆さん、おはようございます。それでは、私の方から今村議員のご質疑にお答えをいたします。

介護保険事業特別会計の、まず7ページの町債の部分でございますが、まず、この50万3,000円の減額につきましては、先ほど提案理由の説明の中にもございましたとおり、過年度の分の負担金等の追加交付によって、その分が減額されたものではございますが、今後の目安といたしましては、この補正時からまだまだ月々の介護給付費の方、何百万単位の上昇をしておるところでございます。貸付金をこの時点から見ましてもひと月当たりで80万程度の貸

付金の増額をしていただかなければならないのかなという現状でございますので、補正をいたしました結果、まだ1,000万を超えるのではないかなと考えておるところでございます。

続きまして、8ページの保険給付費の3番目の地域密着型の減額理由でございますけれども、今年度、認知症の通所の開所によりまして、定員12名の認知症の方々の通所を計画しておりましたが、開始当時は豊郷町の入居の方が1名ということで、半年程度そのような経緯がございました点から、このような減額をさせていただいたところでございます。

続きまして、9ページでございます。9ページの地域支援事業費の賃金47万7,000円の内容につきましては、1月の中ごろより本町包括支援センター、社会福祉士が産休に入ります。その部分の補充といたします賃金でございます。現在まで健康教室、転倒予防教室等の教室、また高齢者の権利擁護等の相談業務などを行っておりましたので、その部分について補充ができたということを考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長

ほかにありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第81号平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を予算決算常任委員会に、議第82号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第85号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第86号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第83号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第84号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を総務産業常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤博一議長

異議なしと認めます。

よって、議第81号を予算決算常任委員会に、議第82号、議第85号及び議第86号を文教民生常任委員会に、議第83号及び議第84号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表



のとおりであります。

日程第18、請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員である中島政幸議員の説明を求めます。

中島議員

議長。

西澤博一議長

中島議員。

中島議員

それでは、請願第4号差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願について請願書を読み上げ、提案にかえさせていただきます。

請願者は、大津市におの浜4丁目1-14、部落解放・人権政策確立要求、滋賀県実行委員会会長、浅野誉山氏でございます。

請願の趣旨。

ここ数年、在日コリアンや被差別部落出身者などを標的とするヘイトスピーチ、憎悪を伴う差別の煽動が全国各地で発生しております。

2014年12月、最高裁判所は在日特権を許さない市民の会、在特会が学校法人京都朝鮮学校に対して行ったヘイトスピーチに対して、在特会の上告を退ける決定を行い、大阪高裁判決が確定しました。この事件は、在特会のメンバーが2009年から2010年にかけて、当時、京都市南区にあった京都朝鮮第一初級学校近くで、拡声器を使って、「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ」などと怒声を浴びせる街宣活動を行いました。また、その街宣活動をインターネット上で公開しました。

これらの行為に対し、京都地方裁判所、大阪高等裁判所は、「このような街宣活動は日本も加盟している人種差別撤廃条約で禁じる人種差別に当たる」「同条約第4条で犯罪として取り締まるべきとされる悪質な人種差別行為」と認定しました。

また、国連人種差別撤廃委員会は2014年8月29日、異なる人種や少数民族に対する差別を煽るヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、捜査を行い、必要な場合は起訴すべきとの勧告を日本政府に行いました。

このようにヘイトスピーチは、国際社会では犯罪行為であるとの認識が常識となっており、ヘイトスピーチを規制し処罰する法律を定めています。残念ながら、わが国においては表現の自由などの理由によって、ヘイトスピーチを規制、処罰する法律が現在存在しないため野放し状態になっています。ヘイトスピーチは重大な犯罪行為であるとの認識のもと、ヘイトスピーチを規制、処罰するための法律を政府が速やかに制定されることを求める意見書を内閣総理大

臣と国会をはじめとした関係行政省庁に提出されることをお願いいたします。

以上の点からも、豊郷町議会により政府ならびに国会に上記趣旨を踏まえた意見書を提出していただきたいとする請願をするものでございます。

請願項目。

差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求めます。

同僚議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、差別を煽動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願について質疑をしたいと思います。

先ほど中島議員の方から請願説明をいただきましたが、この中でこれらの行為に対して、京都地方裁判所、大阪高等裁判所は「このような街宣活動は日本も加盟している人種差別撤廃条約で禁じる人種差別に当たる」ということで、同条第4条で「犯罪として取り締まるべき悪質な人種差別行為と認定した」ということなんですけれども、今、日本の現憲法におきましても、基本的人権をはっきり明記しているわけですが、この請願で新たな法律を求めるとというのが、現行法の中で対応ができないと考えておられるのでしょうか。その辺がちょっと。最後の方の一番裏の県議会での制定のコピーも入れていただいているんですけれども、県議会では賛成24、反対19で意見書は採択されたということで、自民党の皆さんが賛成されたという話なんですけれども、以前は部落解放基本法の制定も求めておられましたが、このヘイトスピーチというのは当然こんなことは人権を脅かす問題であってはならないことというのは誰でも共通認識としてあるわけなんですけれども、これを新たな法制という形で求めている理由、根拠をちょっと教えていただきたいなというので、よろしく願いいたします。

中島議員 議長。

西澤博一議長 1番、中島議員。

中島議員 今村議員の質問にお答えいたします。

現在のヘイトスピーチの現状ということで、特定の人種や民族に対する常軌を逸した攻撃、また、憎悪表現をデモとかでやられております。それはやっぱり表現の自由を逸した、それを越した差別発言がたくさん見られます。現状法で対応できるとしたら、現状の朝鮮人、民族の誹謗中傷等の街宣活動等は規制

されるべきであり、現在は規制されていないというところです。差別をあおるような言葉の暴力は決して許されないと。集会や結社の自由や表現の自由とは相入れないと私は思っております。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 質疑ではないですけど、私もヘイトスピーチに反対なんですが、意見書案が今日、差しかえられているんですね。私たち、以前いただいたのでは野洲市議会の、内容を言っているんじゃないよ、手続の問題を私は申し上げているんです。ここではやっぱり議会運営委員会とか、今日そっと差しかえられまして、これは中身ではありません。手続の問題ではこれは議運を通されているんですか。

西澤博一議長 参考資料としてつけさせていただいたもので、資料の差しかえをさせていただきました。

以上です。

鈴木議員 議運を通されて、議運で審議をされた意見書案ということで、私ども議員に配付されたわけですね。くどいんですけど、中身を言ってるんじゃないですよ。議会運営上の手続の問題ですけども、今日、朝、この付箋を張って差しかえるということで突如差しかえられていますので、こういうのは議運に諮らなくてもいいものかという疑義を呈している。

西澤博一議長 議運に諮って、私の権限でこれを決めさせていただきました。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 はい。

鈴木議員 それだったら、議長に抗議します。今、議長は私の権限で差しかえたとおっしゃいましたが、これはやっぱり議会運営の無視だと私は思います。意見だけ申し上げます。

西澤博一議長 はい、わかりました。以後、気をつけます。

ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたします。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

日程第19、請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員

議長。

西澤博一議長

鈴木議員。

鈴木議員

それでは、請願第5号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める請願書を朗読して、提案にかえます。

請願者は、大津市南志賀2丁目4番5号に本部を置きます、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部、会長、元同朋大学教授の川端俊英氏であります。

1925年（大正14年）に制定され、その後、改悪された治安維持法は、国体を変革し、私有財産制度を否認する、全ての結社や個人の言論と運動を犯罪とし、死刑を含む重罰に処することによって、国民の目、耳、口を塞いで絶対主義的天皇制を維持するとともに、国民を侵略戦争に駆り立てるための悪法でした。

治安維持法は、敗戦とともに廃止されましたが、廃止までの20年余で逮捕された者は革新政党、労働組合はもとより、宗教団体をはじめ、果ては自由主義者まで数十万人に上り、検挙者数6万8,274人、拷問により虐殺された者は93人、獄死した者は400人余に上っています。

治安維持法に関連して逮捕、投獄された滋賀県出身者、関係者には、初代の水戸黄門を演じられた著名な映画俳優であった東野英治郎氏、日野町出身ですが、戦後、衆議院議員として活動した江崎一治氏、同じく滋賀県議会議員として活動した奥野忠安氏をはじめ、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部が確認しているだけでも68名に及んでいます。

ドイツでは、戦争及び人道に反する罪に対する時効不適用条約に基づいて、ナチスが行った数々の行為にかかわる戦犯を追及し、その被害者には国内外を問わず、謝罪を繰り返し、被害補償を行っています。アメリカ政府は、上記条約を批准していませんが、戦争中の日系人強制収容については、謝罪と賠償を行っています。

日本では戦後、ポツダム宣言受諾の後、治安維持法は廃止されましたが、何らの謝罪も被害補償もされず、今日に至っています。それには、歴代の日本政府が過去の戦争について侵略戦争であったかどうかは、歴史家の判断に委ねられねばならない問題などとして、侵略の事実を認めてこなかったことと一体化

しています。

治安維持法制定以来、今年で90年を経過しますが、犠牲者もそれぞれに高齢に達し、生存者は四十数名になっていることに鑑み、一刻も早く国が治安維持法は悪法であったことを認めること、国が治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、国が治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること等を内容とする、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されるよう請願をいたします。

以上、朗読をもって提案とかがえます。同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することといたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、請願第6号高浜原発の再稼働に関する請願を議題といたします。紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 請願第6号高浜原発の再稼働に関する請願書を朗読し、提案にかえさせていただきます。

請願者は、彦根・愛知・犬上原発のない社会をつくる会事務局長の杉原秀典氏でございます。

請願の趣旨及び理由。

福島原発事故があり、一昨年9月以降は日本の全ての原発が停止していましたが、去る8月11日、九州電力の川内原発1号機が再稼働しました。既に、原子力規制委員会は、川内原発1、2号機、高浜原発3、4号機、伊方原発3号機の再稼働に合格証を出しており、8月17日、同委員会は高浜原発の使用前検査を開始いたしました。高浜原発の再稼働に関しては、以下の問題点が指摘されています。

第1に、地震の想定が非常に甘いことです。高浜原発の基準地震動は700ガルに設定されていますが、2007年に中越沖地震が柏崎刈羽原発を襲ったときの揺れは、1699ガルでした。これを受け、柏崎刈羽原発の基準地震動

は450ガルから2300ガルに引き上げられています。高浜原発の基準地震動の実に3.3倍です。また、福井地裁は「4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が10年足らずの間に到来している」と指摘しています。

第2に、実効ある避難計画が策定されていないことです。避難計画の策定を任された多くの自治体が、実効ある避難計画の策定は不可能だと苦悩しています。過酷事故が起きたときに、有効な避難計画がないまま、多くの人々が行き場を失い、被曝することは福島原発事故で実証済みです。

第3に、放射性廃棄物の中間処理、最終処理の目処がたっていないことです。このまま再稼働を進めれば、放射性廃棄物が増え続け、それが拡散し、子どもたちと地域の将来を台なしにしかねません。

こうした問題を受けとめた福井地裁は、昨年5月21日、「大飯発電所の3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」との判決を下しました。さらに、住民の仮処分申請を受けて、今年4月14日には、「高浜発電所の3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」との決定を下しました。福島の事故以来、隣県に原発群を抱える豊郷町の住民は、日常的な不安を覚えてきましたが、問題点を放置したままの高浜原発再稼働の急な動きに、一層の不安を募らせています。

以上を踏まえて、下記のことを要望いたします。

請願項目。

住民の不安を真摯に受けとめ、福井地裁の決定を尊重して、上記の問題点が解消されるまでは高浜原発の再稼働に向けた作業を再検討するよう、政府に対して意見書を提出すること。

以上であります。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

西澤博一議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、よろしくお願いいたします。

冒頭でお伝えしなければならなかったんですけども、全員協議会の中で西山

勝氏のことを述べました。今回、11月24日から12月17日まで入院をされているということですので、診断書もいただいておりますので、ちょっとここでご報告させていただきます。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時14分 散会)